

青森県報

第二千八百四十二号

平成十九年
十月九日
(火曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障 害 福 祉 課)	二
右 同	(同)	二
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	二

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	(総 務 学 事 課)	二
建設業者の許可の取消し	(東 青 地 域 民 局)	三
右 同	(同)	三
右 同	(中 南 地 域 民 局)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(西 北 地 域 民 局)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(上 北 地 域 民 局)	五
正 誤	(医 療 薬 務 課)	五

平成十九年十月一日定例告示中

告 示

平成十六年七月九日定例出先機関中……………(中 南 地 域 民 局) …… 五
 平成十三年三月三十日号外第三十七号教育委員会中……………(教 育 庁 職 員 福 利 課) …… 六

青森県告示第七百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所	指 定 年 月 日
氏 名 又 は 倉石ハート株式会社 名称又は 名	主たる事務所の所在地又は住所 三戸郡五戸町大字倉石中市字上三平の一	名 称 デイサービスセンター 所在地 三戸郡三戸町大字川守田字大明地一八の四	平成 一九・九・三
合同会社介護サービス「和」 事業所	訪問看護 下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	訪問看護ステーション「和」 所在地 下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	一九・九・四

青森県告示第七百一十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所	指定年月日
倉石ハート株式会社	三戸郡五戸町大字倉石中ノ字上	介護予防通所介護	三戸郡三戸町大字川守田	平成一九・九・三
合同会社介護サービス	下北郡東通村大字白糠字家ノ上	訪問看護ステーション「和」	下北郡東通村大字白糠字家ノ上	一九・九・一四

青森県告示第七百十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
自衛隊三沢病院 さとうクリニック	三沢市大字三沢字後久保二二五の七 上北郡七戸町字道の上二二の一	平成一九・一〇・一

青森県告示第七百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ケ丘一	口腔に関する医療	平成一九・一〇・一

青森県告示第七百十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	名称	所在地	診療科目	指定年月日
	勤務する病院等			
境 雄大	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ケ丘一	外科（呼吸器、直腸、小腸機能障害）	平成一九・一〇・一
井上 卓	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡・音声・言語、そしゃく機能障害）	"

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十九年七月から同年九月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北日本管工業株式会社

二 代表者の氏名 秋葉 文和

三 主たる営業所の所在地 青森市桂木三丁目一八の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第一三〇九号

五 取消年月日 平成十九年九月三日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸恵三上建設

二 代表者の氏名 三上 恵一郎

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字下十川字扇田三の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五七六六号

五 取消年月日 平成十九年九月六日

六 取消しに係る建設業の許可 建築、管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社奈良推進工業

二 代表者の氏名 奈良 七五男

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字桔梗野二丁目一八の六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一四七三二号

五 取消年月日 平成十九年九月三日

六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年八月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 栗林工業株式会社
- 二 代表者の氏名 成田 春美
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松一〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第一二二七五号
- 五 取消年月日 平成十九年九月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年八月三十一日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ニシキ建設
- 二 代表者の氏名 水上 徳昭
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字原ヶ平五丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一四)第一四三四七号
- 五 取消年月日 平成十九年九月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、内装仕上、造園、水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ニシキ建設
- 二 代表者の氏名 水上 徳昭
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字原ヶ平五丁目二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一五)第一四三四七号
- 五 取消年月日 平成十九年九月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社藤恭
- 二 代表者の氏名 中村 恭章
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字太刀打字常盤八三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一一〇八二号
- 五 取消年月日 平成十九年九月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築、とび・土工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十月九日

青森県知事 三 村 申 吾

正 誤

医 療 業 務 課

発行年月日 平成十九年 第二八三九号	区分 告 示	番 号 第六九八号	ページ 六	段 下	行 後ろか ら二	誤	救急診療所	正	救急病院
--------------------------	-----------	--------------	----------	--------	----------------	---	-------	---	------

中南地域県民局

発行年月日 平成十六年 第二三五〇号	区分 出先機関	ページ 七	段 上	行 表 中	誤	齋藤 哲雄 阿部 逸夫 齋藤 公郎 八木橋和寿	正	齋藤 哲雄 阿部 逸夫 齋藤 公郎 八木橋和壽
--------------------------	------------	----------	--------	----------	---	----------------------------------	---	----------------------------------

- 一 商号又は名称 有限会社市ノ渡建材
- 二 代表者の氏名 市ノ渡 正美
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字森ノ下一五五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第五〇〇一〇八号
- 五 取消年月日 平成十九年九月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教育庁職員福利課

平成三・三〇 号外第二七号	発行年月日 発行番号
教育委員 会訓令甲	区分
第九号	番号
三	ページ
下	段
後ろ 三か	行
(倫理行動基準)	誤
(倫理行動規準)	正

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七 七号 東奥印刷株式会社
每週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭